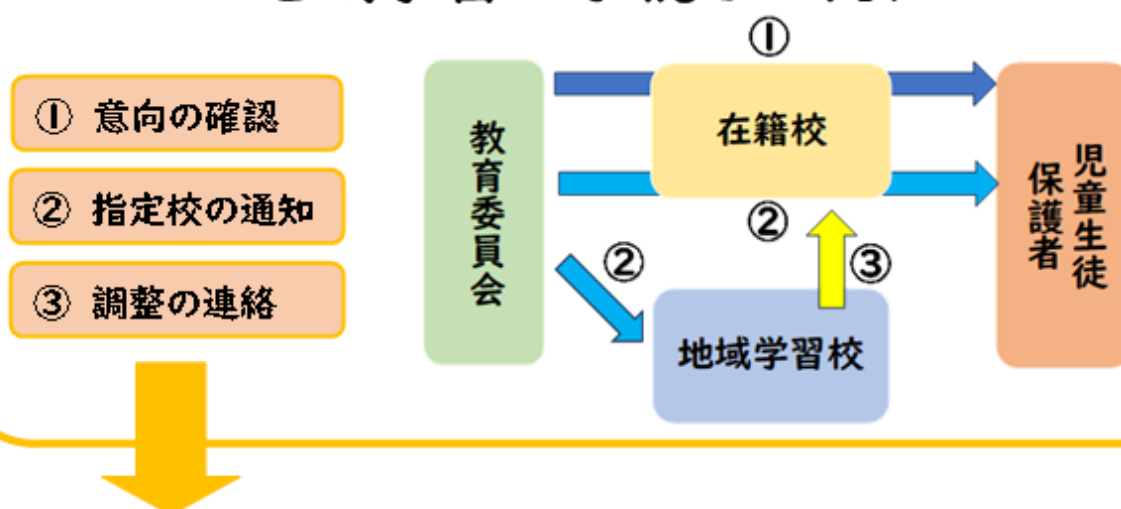


IV 地域学習の実施

1 地域学習校の指定

地域学習への参加については、札幌市教育委員会が行います。子どもの在籍する特別支援学校を通じて、保護者に意向を確認して地域の小・中学校を「地域学習校」として指定します。

地域学習の手続きの流れ



- ① 年度当初に教育委員会から在籍校である特別支援学校を通じて、保護者に地域学習の意向を確認
- ② 地域学習を希望する保護者には、教育委員会より在籍校である特別支援学校を通じて、地域学習校の指定について通知
地域学習校にも指定校決定について通知
- ③ 地域学習校から在籍校へ実施に向けた調整の連絡

【地域学習の指定・取消しについて】

- 地域学習を希望される場合は、在籍する学校へお知らせください。
- 原則として居住地の校区の学校を地域学習校として指定します。
- 保護者から年度途中に地域学習の希望があった場合や市外への転居、もしくは辞退の申し出があった場合は、その都度、地域学習校の指定や取消しを行っております。
- 前年度に地域学習に参加されていたお子様で、今年度も継続を希望される場合は、改めて申込みをしていただく必要はありません。ただし、中学部に進学されたお子様については、小学部卒業に伴い、改めて申込みが必要となります。

支援するためのポイント

理解・啓発：地域学習の趣旨や具体的な取組等について、広く理解・啓発する取組を大切にしましょう。

活動の継続：地域学習支援の目的は、地域で学び育つことです。息の長い取組になるよう工夫しましょう。

在籍校との連携：子どもに関する適切な情報やアドバイスの提供を受けましょう。

個人情報の保護：情報を共有することは大切ですが、取扱いに十分留意しましょう。

2 地域学習実施の手順

地域学習校指定の決定通知を受けたら、まずは、保護者や在籍校と連絡を取り合い、地域学習支援のために必要な事柄について確認しましょう。

保護者の了解のもと、在籍校との協議の中で準備を進めましょう！

事前準備

在籍校：地域学習の説明、児童生徒、保護者の意向の確認
地域学習校：地域学習のねらいや目的等の共通理解及び指導体制の確認

共通理解・協議

子どもに関する状況の把握

基本的な確認

- 障がいの種類や程度、特性等
- 在籍校における学習や生活の様子（個別の指導計画）
- 地域学習に関する在籍校や保護者の意向を確認（協力体制や希望）

地域学習計画の作成

地域学習計画の立案 → 在籍校との協議 → 地域学習計画の決定

共通理解・支援体制づくり

- 校内研修
- 児童生徒・PTA等への理解啓発
- 活動のための協力体制づくり
- 所属学級の決定、環境整備など

学習活動への案内

在籍校と最終の協議 → 保護者に案内

メモ

- 保護者と在籍校に対して、日常的に地域学習校の情報を提供しましょう。（学校だより、PTAだより等）
- *保護者には、直接家庭へお届けすることによって、よりふれあいが広がります。

地域学習の実施

- 子どもが安心して学習に参加できるよう、障がいの特性に応じた配慮に可能な限り努めましょう。
- 地域学習校の保護者や地域の方々の理解と協力の下で地域学習支援を進めましょう。

活動内容・形態の例

○直接的なふれあいを中心とした活動例

【各教科等の学習に参加】

- ・通常の学級で（各教科、総合的な学習の時間など）
- ・特別支援学級で（各教科、総合的な学習の時間、生活単元学習など教科等合わせた指導）

【学校行事や日常的な活動に参加】

- ・学校（学年・学級）行事（運動会や陸上記録会、学習発表会や学校祭、集会など）
- ・学級活動、児童会（生徒会）活動、クラブ活動（小学校）、部活動（中学校）など

【その他】

- ・PTA主催のレクリエーション、大学生や地域の方々等にボランティアによる活動など。

○間接的なふれあいの例

- ・おたよりの交換（学校・学級便り・手紙などの配付や交換）・オンラインによる交流
- ・作文や作品、詩歌などの交換、電子メールなどを使った日常的で継続的な交流 など



3 地域学習の実際

小・中学校と特別支援学校における3例の実践を紹介します。

活動事例① 学級活動や学校行事の他教科学習への参加を計画している事例

【地域学習の状況】

- 特別支援学校入学後、兄弟が通う地域の学校の指定を受ける
- 地域の幼稚園に通園 当該児童を知る友達も多いため、学習を始める前にビデオレターによる交流やお手紙による交流を開始
- 間接的な交流から学級活動や行事、教科学習を計画的に実施

【地域学習の概要】

- 参加する学年：学級：所属の学級(第1学年)
- 実施回数：年間3回(学期に1回)程度
- 参加時間：1回目(2時間目、中休み)2回目(行事の時間帯)3回目(全日)
- 主な学習活動：お楽しみ会、運動会や学習発表会の参観、音楽、図工への参加など

【活動の様子、実施の工夫等】

- お互いを理解するために、初めての学習は、お楽しみ会を計画しました。初めはお互い緊張した面持ちでしたが、楽しい関わりを通して、中休みは仲良く過ごすことができました。
- 学校、学年、学級だよりを定期的に家庭に届けたり、子どもたちが作成した運動会の招待状を届けたりするなど、継続的な関わりをしていきました。
- 保護者や在籍校と連携を図り、当該児童の興味関心ごとや得意な学習などを把握し、教科等の学習を計画していますが、当該児童のための特別な学習ではなく、あくまでも地域学習校の日常の学習に合わせた参加の検討をしています。

活動事例② 通常の学級と特別支援学級での学習に参加している事例

【地域学習の状況】

- 小学部1年生から地域学習を継続
- 地域学習校(小学校)では、通常の学級で音楽の学習に加え、学習発表会に参加
- 有意義な学習を進めるために、小学校に設置された特別支援学級の学習に参加

【地域学習の概要】

- 参加する学年：所属の学級(中学部1年)及び特別支援学級
- 実施回数：月に1回程度
- 参加時間：参加する活動による
- 主な学習活動：学校祭の見学、美術(通常の学級)、生活単元学習や体育(特別支援学級)

【活動の様子、実施の工夫等】

- 給食時間や休み時間など、多くの生徒と関わる場面を設定しました。
- アレルギー体質であったため、栄養士の協力のもと給食の成分表を保護者に知らせ、食べられないものは除去食で対応し、できない場合は副食持参という形式をとりました。
- 学習への見通しをもたせるために、活動を予告するとともに、在籍校で事前学習等を行うことで、見通しをもちながら楽しく過ごすことができました。
- 生徒の活動を模倣できるので、体育の学習では、同じ学習課題に取り組むことができるよう、目の前で生徒が体を動かすなど工夫し、意欲的に学習に取り組むことができました。
- 特別支援学級の学習を加えたことで、参加しやすい学習など、活動の幅が広がりました。

活動事例③ 各教科等の学習を中心に参加している事例

【地域学習の状況】

- 特別支援学校において、小学校の各教科に準じた学習を展開
- 事前に地域学習校と在籍校で、学習の状況や障がいの状態等を連携
- 双方の担任が、出向いて授業の状況を確認

【地域学習の概要】

- 参加する学年：所属の学級（第2学年）
- 実施回数：2か月に1回程度
- 参加時間：参加する活動による
- 主な学習活動：各教科（全般）、特別活動

【活動の様子、実施の工夫等】

- 各教科の進度や地域学習で取り組む学習などについて、地域学習校と在籍校の間で綿密に連絡を取り合いながら地域学習を実施しました。⇒下部参照
- 地域学習校の日常の学習に合わせて参加をすることを基本としましたが、障がいの状況から、一部の教科については参加内容を限定し、学校間で相談しながら学習に参加するようにしました。
- 地域学習校の子どもとの関わりだけでなく、先生からもアドバイスをもらえることで当該児童の学習意欲が高まりました。

〈地域学習校と在籍校との打ち合わせの流れ〉

	地域学習校	在籍校
実施に当たり	○コーディネーターが中心となり、当該学年の受け入れ学級を検討	○コーディネーターから電話連絡 地域学習を実施する旨（新規・継続）を伝え、受け入れ学級の決定を依頼
担任間の打ち合わせの実施	○受け入れ学級の決定、電話連絡	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域学習の進め方について、具体的な<u>打ち合わせ</u>を実施 ・児童の状況、配慮事項の把握 ・保護者の意向の確認 ・実施日程の打ち合わせ、調整 など </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 在籍校での打合せ：教室の様子や使用教材・教具の確認をするなどの目的で実施 ※在籍校で作成した地域学習を行うまでの手続きや評価などの詳細をまとめた「地域学習の手引」や、「地域学習個別の指導計画」などを活用した打合せ </div>	
実施日の決定	○担任から当日の学習内容を在籍校に送付 ・支援の手だて（教材・教具等）の確認	○担任等で学習内容を見て、どのように参加できるかを検討 ・引率体制や教材・教具について必要事項の連絡（次ページ手だて・配慮事項参照）
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #cccccc;"> 地域学習の実施 </div>	
評価	○内容を確認し、次回の実施に生かす	○学習の様子などをまとめ地域学習校に送付（次ページ評価・記録参照）

○PDCAのサイクルを充実させ計画的に実施

地域学習校から知らされた学習内容をもとに、手立てや配慮事項を記載して、在籍校から地域学習校へ送られます。

学習の様子・評価・記録の欄は、最初は空欄ですが、地域学習の実施後、在籍校で記入後、地域学習校へ送付されています。地域学習の成果を確かめるのに役立っています。

地域学習 評価票

実施日		令和〇〇年〇月〇日 (○)△△:△△~△△:△△		
校時	教科等	内容	手だて・配慮事項	学習の様子・評価・記録
	中休み		中休みに保護者と登校します。 担任は玄関で待機し、合流して教室に向かいます。	○登校時は、前回と同様に不安や緊張で少し固い表情でした。 ○■■先生や2年■組の友達に挨拶や声を掛けてもらいましたが、緊張のため声が出なかったのが残念でした。次回は最初の挨拶から話ができることを目標にしたいと思います。
3	算数	たし算とひき算のひっ算	2位数+2位数=3位数の筆算は経験があり概ね理解しているようですが、自分の考えを発表するまでは難しいかもしれません。 反応はあまりないかもしれませんが、■■先生の声かけが●さんのやる気に繋がりますので、声を掛けていただけるとありがたいです。 担任は基本的には見守っていたいと思いますが、ノートへの書写には時間がかかると思いますので、必要に応じて声かけをしたいと思います。	○算数は得意な教科ですので、集中して取り組むことができました。 ○あまり声を発することはありませんでしたが、先生や友達や話をよく聞いており、繰り上がりの数を見落としていた時も、先生の話聞いて間違いに気づき、直すようすが見られました。 ○■■先生から声を掛けられた時は、一瞬表情が緩み、嬉しそうでした。ありがとうございます！
4	音楽	おまじりの音楽	正しく歌ったり演奏したりすることは難しいですが、みんなと一緒に音楽活動する楽しさを味わえるよう下記のような活動等をお願いします。 ・ソーラン節のかけ声(ハイハイ、ドッコイショなど)に合わせて声を出す。 ・手拍子に合わせて小さな太鼓で拍打ちする。	○大好きな音楽に参加でき、たくさんの友達と一緒に演奏できたことがすごく楽しかったようです。 ○■■先生に太鼓のリズムが上手に打てたことをほめてもらったことが自信になったようです。 ○みんなの演奏を録音していただけるとお家でも演奏を聴いて楽しめるかもしれません。
	給食	あきりこはんみそしる、ほっけのカレー揚げ	2年■組の児童と会話を楽しみながら食事ができるように班に混ざって食事をします。	○給食セットを準備するとき、友達が声を掛け手伝ってくれました。時々、遠くで見守っていた担任の方に視線を向けることができましたが、自分だけで友達と接することができました。 ○20分くらいで給食を食べ終えることができました。
	メモ		■■先生へ まだ●さん本来の元気一杯な姿は見られてはいませんが、1回目と比べると、少しずつ2年■組の友達と関わる様子が見られ、嬉しく思っています。 また、友達全員からもらった「自己紹介&よろしくカード」はとても嬉しかったようで、家庭で毎日眺めているそうです。本当にありがとうございました。次回の地域学習は、	

4 地域学習で留意すること

〈地域学習校として〉

地域学習校の子どもたちにとっても、特別支援学校に通っている子どもの存在を知ることができたことや、思いやりの心が育まれることなど、地域学習は大変意義深いものです。

- 地域学習の継続や深化のためには、特別支援学校の子どもの自然な形で受け入れ、子どもの気持ちを大切にしていくことや担当者間で十分な打合せをもち、しっかりとした計画や個別の配慮の下で実施することなどが大事であると考えています。
- 校内学びの支援委員会を活用した全校教職員の共通理解の研修など、交流活動の充実に向けた組織的な取組を積極的に進めることが大切となります。
- 子どもたち同士のふれあいがより充実したものとなるよう、創意工夫した交流活動を行うようにします。
- 家庭などで地域学習について話題し、家族で話し合ったり考えたりする機会を設けるなどして、地域での生活が豊かになるよう意識していくことも大切です。

〈在籍校として〉

地域の障がいのない友達とふれあい、学習や活動を共にすることにより社会体験を広げることができるなど、地域学習は意義深いものです。

- 教育課程上の位置付けをより明確にするとともに、学習評価の充実を図り、地域学習を一層充実させていこうとすることが大切です。
- 地域学習を希望しない保護者も含めて、保護者の理解と協力は欠かせないものであるため、地域学習の意義などを広く伝えていく努力を続けていくことが大切です。
- 保護者や地域学習校と連携し学習内容が充実したものとなるよう、工夫した交流活動を行うことが大切です。
- 例えば、地域学習校の特別支援教育コーディネーターと連携して「出前授業」を企画するなど、特別支援学校や在籍する児童生徒の理解啓発を進め、活動が充実したものとなるよう進めていくことも大切です。

メモ

地域学習校の保護者や 地域の方々の理解と協力

障がいのある子どもが、地域社会の人々とともに、地域活動に主体的、積極的に参加し、地域社会の中で学び育ち、将来に向けて心豊かに安心して生活できるためには、学校と家庭とがともに教育を行うことはもとより、地域社会が一体となって見守り育てていくことが大切です。

このような考えに基づき、地域学習支援にあたっては、ボランティアとしての協力など、地域学習校の保護者や地域の方々等の理解と協力の下で進めていくという視点が大切です。

メモ

地域学習の実施に当たり、子どもの障がい程度によっては、小・中学校の既存の施設では十分に対応できない場合もありますが、教育委員会としては、地域学習の対象となる子どもの障がいに対応した学校施設の改修は行っておりません。

可能な範囲で地域学習の活動を行うという観点から、子どもが在籍する特別支援学校及び保護者と地域学習の進め方を相談してください。

各学校の実情に合わせ、
できることから始めましょう。

地域学習校の対象となる子どもの学んでいる特別支援学校

北海道札幌視覚支援学校(道立) (幼稚部)・小学部・中学部・(高等部)
〒064-8629 札幌市中央区南14条西12丁目 TEL561-7107

北海道札幌聾学校(道立) (幼稚部)・小学部・中学部
〒001-0026 札幌市北区北26条西12丁目 TEL716-2979

北海道札幌養護学校(道立) 小学部・中学部・(高等部)
〒004-0069 札幌市厚別区山本751番地206 TEL896-1311

北海道札幌伏見支援学校(道立) 小学部・中学部・(高等部)
〒064-8514 札幌市中央区伏見4丁目4番21号 TEL520-5003

北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校(道立) 小学部・中学部・(高等部)
〒005-0843 札幌市南区石山東3丁目4番1号 TEL591-8811

北海道星置養護学校(道立) 小学部・中学部
〒006-0859 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号 TEL682-5110

北海道星置養護学校石狩紅葉山校舎(道立) 小学部・中学部
〒061-3213 石狩市花川北3条3丁目1 TEL0133-76-1101

北海道真駒内養護学校(道立) 小学部・中学部・(高等部)
〒005-0011 札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号 TEL581-1782

北海道拓北養護学校(道立) 小学部・中学部・(高等部)
〒002-8091 札幌市北区あいの里3丁目1番10号 TEL775-2453

北海道手稲養護学校(道立) (幼稚部)・小学部・中学部・(高等部)
〒006-0033 札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 TEL682-1722

北海道手稲養護学校三角山分校(道立) 小学部・中学部・(高等部)
〒063-0005 札幌市西区山の手5条8丁目1番38号 TEL633-3020

市立札幌豊成支援学校(市立) 小学部・中学部
〒005-0030 札幌市南区南30条西8丁目1番50号 TEL583-7810

市立札幌北翔支援学校(市立) 小学部・中学部・(高等部)
〒063-0826 札幌市西区発寒11条6丁目2番1号 TEL668-5161

市立札幌山の手支援学校(市立) 小学部・中学部・(高等部)
〒063-0005 札幌市西区山の手5条8丁目1番38号 TEL611-7934

障害者差別解消法 札幌市立学校職員における対応要領 令和8年3月改訂

～子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校の実現に向けて～

1 対応要領改訂の背景

共生社会実現のための取組を推進するため、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを内容とする「改正障害者差別解消法」が、令和6年4月1日に施行された。

文部科学省においては、改正障害者差別解消法に基づき、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の一部を改正した。

札幌市においても、「障害者差別解消を踏まえた札幌市の対応方針～共生社会の実現に向けて～」を改訂するとともに、令和7年3月に「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を制定した。

このような国や札幌市の動向、当初の対応要領策定から10年が経過していることから学校等の関係者全体でより適切な対応ができるよう、令和8年3月に「札幌市学校職員における対応要領」を改訂した。

2 障がいの社会モデル

共生社会を実現するために、障がいのある人が直面するバリアを取り除いていくという考え方は、「障害者権利条約」の基本理念である障がいの社会モデルの考え方を踏まえたものである。障がいの社会モデルとは、障がいのある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」は、障がいのある人ご自身の心身のはたらきの障がいのみが原因なのではなく、社会の側に、様々な障壁（バリア）があることによって生じるものという考え方。

3 合理的配慮の提供と不当な差別的取扱いの禁止

(1) 合理的配慮の提供

個々の場面において、障がいのある方から現に社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、その障壁を除去するために、障がいのある方の権利利益を侵害せず、実施に伴う負担過重でない範囲で行う配慮のこと。

(2) 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障がいを理由として、権利利益を侵害することを禁止する。

- 教育機会の提供を拒否すること
- 支援及び合理的配慮を行うに当たって場所・時間等を制限すること
- 障がいがない子どもに対して付さない条件を付けること

4 合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

◇「前例がありません」

・合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

◇「特別扱いできません」

・合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

◇「もし何かあったら…」

・漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

◇「〇〇障害のある人は…」

・同じ障がいでも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにはせず個別に検討する必要があります。

障がいのある子ども及び保護者から相談があった場合に、即座に「できません」と回答したり、否定的な態度で相談に臨んだりすることは[不当な差別的取扱い]に当たることに留意しなければなりません。常に、障がいのある子どもを中心に、どのような願いがあり、解決するにはどのような課題があるのかを一緒に考える姿勢が大切です。

学校における合理的配慮の提供のプロセス

準備

校内の相談支援体制の整備

管理職のリーダーシップのもと、合理的配慮に関する校内での相談窓口を明確にします。適切と思われる配慮を子ども及び保護者へ提案するための**建設的対話の働きかけ**を行い、子ども及び保護者が意思の表明ができる機会を設けます。

意思の表明

子ども及び保護者から合理的配慮の申出や相談

誰に相談すればよいのか、相談窓口（学級担任、特別支援教育コーディネーターなど）を明確にした上で、学校だより等により相談窓口を周知します。また、合理的配慮の相談ができることを情報提供します。

調整

校内学びの支援委員会を中心に組織的な調整

- ① 障がいの状態や教育的ニーズの把握
 - ◇いつ、どんな場面で、どのような困難を示しているか。
 - ◇その困難を改善・克服するために必要な配慮は何か。
- ② 配慮の内容や方法の検討
 - ◇必要かつ適当であるか。
 - ◇過重な負担かどうか。

※必要に応じて
教育委員会や外部機関等に助言を求めたり相談を行ったりする。
◇特別支援学校のセンター的機能の活用
◇札幌市教育委員会への相談

建設的対話

子ども及び保護者との建設的対話を行い、合意形成を図る

建設的対話の際は、学級担任に加えて、特別支援教育コーディネーターが入るなど、組織的な対応を行います。過重な負担等に当たると判断した場合は、本人及び保護者に理由を説明し理解を得るよう努めるとともに、**代替案を示し**、合意形成を図ります。

決定・提供

P

配慮の内容や方法を決定し共通理解し、組織的に提供する

決定した合理的配慮の内容や方法等について、**個別の教育支援計画に明記**します。個別の教育支援計画を活用し、校内で情報共有をしながら、全校体制で継続的に支援を行います。

定期的な評価

D

配慮を実施した後も定期的な評価

子どもの声を踏まえ、授業内容が分かり、学習活動に**参加している実感・達成感**をもてているかなど、十分な教育が提供できているかという視点で評価を行います。

柔軟な見直し

A

校内学びの支援委員会で改善策を検討

校内学びの支援委員会等において、配慮の内容や方法、配慮のタイミング、配慮時の役割分担等の**改善策を検討**します。



イラスト:札幌市立新発寒小学校 向井 ひとみ 教諭 作

特別支援教育指導資料

校内学びの支援委員会・

特別支援教育コーディネーター

ハンドブック 令和6年度改訂版

(令和8年5月一部改訂)

札幌市教育委員会